

4段位授与規程

<資料2>

(公社)日本武術太極拳連盟第110回理事会
太極拳指導員委員会・太極拳技能検定委員会

1. 授与対象者:

- 1) 4段位への昇段は、太極拳学習歴が10年以上に達した人を対象とする。
- 2) 下記に定める「中央研修会」を1回以上受講した人は、「4 段位昇段 1次審査会」を受審することができる。
「中央研修会」を受講したことが無い場合でも、「4 段位昇段 1次審査会」の前日に開催される「1次研修会(前日講習会)」「4段昇段 受験対策講習会」「3段特別講習会」のいずれかに参加した人は、1次審査会を受審することができる。
- 3) 1次審査会において、「4 段位技術教程」の規定の項目の研修達成度の評価でA評価を得た人は、1次審査会合格者として、2次審査会を受審することができる。2次審査会において、「4 段位技術教程」の規定の項目の研修達成度の評価でA評価を得た人は、2次審査会合格者として、4 段位の認定を受けることができる。

2. 特別推薦状:

4 段位昇段審査会に参加を希望する者は、所属加盟団体長および所属都道府県連盟会長による、「特別推薦状」(「4段位1次昇段審査申請書」の所定欄)を提出しなければならない。

3. 中央研修会

1) 中央研修会:

「日本連盟トレーニングセンター(東京)」および「大阪トレーニングセンター(大阪)」で、「4 段位昇段中央研修会(以下、「中央研修会」)」を、原則として、年数回(平日2日間)開催する。講師は日本連盟常任講師または日本連盟講師が担当する。参加費用は1人1回2万円とする。

また、4月～6月の間に、北関東・南関東・近畿の3ブロックを除く5ブロック5会場でも「中央研修会」を開催する。

2) 参加対象者

3段位を登録している人はだれでも参加することができる。

4. 4段位審査会:

1) 開催時期:「1次審査会」「2次審査会」ともに、毎年前期と後期に開催する。

いずれも前期は東京と大阪で、後期は全国8ブロックで開催する。

2) 1次審査会・2次審査会:受審者は最初に1次審査会を受審し、1次審査会に合格した人だけが、次期開催の審査会において2次審査会を受審することができる。2次審査会に合格した人には、2次審査合格通知と、4 段位授与通知を行う。

5. 認定証書:

規定の研修会および審査会を経て「4 段位技術教程」<資料1>に基づくA評価を得た人を4 段位に認定し、認定証書を発給する。認定登録料は1人4万円とする。

認定登録料の分配比率は、都道府県連盟加盟団体:都道府県連盟:日本連盟=3:3:4とする。

以上